

官 稟 號 外

大正八年二月二十三日 日曜日

印 刷 局

局

第四十一回 衆議院議事速記録第十六號

帝國議會

第二十一

(特別報告第四號)新宮村ニ特設電話
(委員長報告)

第三十九

(特別報告第二十五號)根知村ニ登
(委員長報告)

大正八年二月二十二日(土曜日)午後一時十四分開議

第二十二

(特別報告第五號)生月村ニ區裁判所
(委員長報告)

第四十

(特別報告第二十六號)手莊村ニ登
(委員長報告)

議事日程 第十五號 大正八年二月二十二日

第二十三

(特別報告第七號)喜多方稅務署復
(委員長報告)

第四十一

(特別報告第二十七號)福野町ニ登
(委員長報告)

午後一時開議

第二十四

(特別報告第八號)煙草及印紙元賣
(委員長報告)

第四十二

(特別報告第二十九號)義務教育費
國庫負擔法ニ依ル下渡金増加/請願
外一件 (委員長報告)

第一精神病院法案(政府提出)

第二右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(委員長報告)

第二十一

(特別報告第九號)鹽價低減/請願
(委員長報告)

第三右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(委員長報告)

(特別報告第十號)町村長表彰規則
(委員長報告)

第四十三

(特別報告第三十號)義務教育費國
庫負擔金増加/請願 (委員長報告)

第四鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第五右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(委員長報告)

第四十四

(特別報告第三十一號)飛越鐵道敷
設/請願 (委員長報告)

第六鐵道船舶郵便法中改正法律案(政府提出)

第七鐵道抵當法中改正法律案(政府提出)

(特別報告第十一號)時弊矯正ニ關ス
ル請願 (委員長報告)

第四十五

(特別報告第十三號)和賀川河身改
修工事/請願 (委員長報告)

第八右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(委員長報告)

(特別報告第十二號)狩獵法中改正/
請願 (委員長報告)

第四十六

(特別報告第三十三號)岐阜高山間
鐵道敷設三關スル請願 (委員長報告)

第九鐵道船舶郵便法中改正法律案(政府提出)

第十鐵道營業法中改正法律案(政府提出)

(特別報告第十一號)時弊矯正ニ關ス
ル請願 (委員長報告)

第四十七

(特別報告第十三號)和賀川河身改
修工事/請願 (委員長報告)

第十二右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(委員長報告)

(特別報告第十二號)狩獵法中改正/
請願 (委員長報告)

第四十八

(特別報告第三十四號)冷水越鐵道
敷成ニ關スル請願 (委員長報告)

第十三染料工業保護ノ爲關稅改正ニ關スル建
議案鈴木鎌藏君外一名提出)

(委員長報告)

(特別報告第十一號)和賀川河身改
修工事/請願 (委員長報告)

第四十九

(特別報告第十七號)挿秧時期ニ兵
士歸鄉ニ關スル法規制定/請願 (委員長報告)

第十四木津川治水ニ關スル建議案(齊藤珪次君
外二名提出)

(委員長報告)

(特別報告第十八號)村山村三ツ木ニ
無集配郵便局設置/請願 (委員長報告)

第五十

(特別報告第十九號)砂村ニ無集配
三等郵便局設置/請願 (委員長報告)

第十五濃越鐵道速成ニ關スル建議案(西田銘吉
君外四名提出)

(委員長報告)

(特別報告第二十號)新田郵便局ニ
集配事務及電信事務開始並配達區
域變更/請願 (委員長報告)

第五十一

(特別報告第二十一號)上越鐵道敷
設ニ關スル請願 (委員長報告)

第十六日肥鐵道建設ニ關スル建議案(長峰一
君外三名提出)

(委員長報告)

(特別報告第二十一號)新田郵便局ニ
集配事務及電信事務開始並配達區
域變更/請願 (委員長報告)

第五十二

(特別報告第二十二號)元田島區裁
判所復舊/請願 (委員長報告)

第十七織物業組合及葉煙草耕作組合ニ交付
金下付ニ關スル建議案(小林源藏君外十三
名提出)

(委員長報告)

(特別報告第二十二號)新田郵便局ニ
集配事務及電信事務開始並配達區
域變更/請願 (委員長報告)

第五十三

(特別報告第二十三號)鹽川町ニ登
記所新設/請願 (委員長報告)

第十八葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル
建議案(高田鬆平君外一名提出)

(委員長報告)

(特別報告第二十三號)鹽川町ニ登
記所新設/請願 (委員長報告)

第五十四

(特別報告第二十四號)稻垣村ニ登
記所新設/請願 (委員長報告)

第十九葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル
建議案(高田鬆平君外一名提出)

(委員長報告)

(特別報告第二十四號)稻垣村ニ登
記所新設/請願 (委員長報告)

第五十五

(特別報告第二十五號)甘蔗作ニ關スル質問主意書左ノ如シ
シ 提出者 我如古樂一郎君

第二十 (特別報告第三號)軍人恩給法中改正
(委員長報告)

(請願外四件)

(請願外四件)

(請願外四件)

(請願外四件)

官報號外 大正八年二月二十三日(明治二十五年三月三十日)第三種郵便物認可

歲費增額ニ關スル質問主意書

提出者 児玉 右二君

一 今二十二日議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

鹽ノ專賣生產及配給ニ關スル質問主意書

提出者 小西 和君

一 去二十日内閣總理大臣ヨリ議長宛左ノ通發令アリ

タル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府委員被仰付 拓殖局次長 立花 俊吉

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一 去二十日時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル法律案委員堀尾茂助君辭任ニ付其ノ補闕トシテ

大林森次郎君ヲ伊萬里佐世保間鐵道建設ニ關スル建議案委員井原喜代太郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ

シテ石川又八君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ

一 昨二十一日利息制限法中改正法律案委員横山金太郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ横山勝太郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

一 昨二十一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ未成年者飲酒取締法案委員

委員長 工藤 卓爾君 理事 高島 兵吉君 辨理士法案外一件委員

委員長 松田 源治君 理事 工藤 鈴木 吉次君

津木 富士彌君 良介君

國立榮養研究所設立ニ關スル建議案委員

委員長 吉植庄一郎君 理事 河野 徹志君

○議長(大岡育造君) 是ヨリ會議ヲ開キ、御諮リ申ス事ガアリマス、左ノ議員ヨリ請暇ノ申出ガアリマス、病氣ニ付

昨二十一日ヨリ向フ十日間兒玉亮太郎君、病氣ニ付今

二十二日ヨリ向フ二週間磯野敬君、病氣ニ付今二十二日ヨリ向フ十日間奥田柳藏君、病氣ニ付今二十二日ヨリ

向フ十日間村松龜一郎君、病氣ニ付今二十二日ヨリ向フ二週間高橋久次郎君、以上請暇ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス、第九部選出決算委員井戸文四郎君、第五部選出請願委員川崎克君、第七部選出請願委員鈴木久次郎君、右常任委員ノ辭任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス、各其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ、御届出アランコトヲ望ミマス——時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル法律案外一件委員長三土忠造君ヨリ、本會議中同委員會開會ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス、松田源治君 辨理士法案外一件ノ委員會ヲ本會議中ニ開會致シタイト思ヒマスカラ、許可ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 唯今ノ申出ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス

ムルコトヲ得者 精神病者監護法ニ依リ市區町村長ノ監護スヘキ者 痘ヲ犯シタル者ニシテ司法廳特ニ危險ノ虞アリト認ムルモノ

前項ノ規定ニ依リ精神病者ヲ入院セシムルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ診斷アルコトヲ要ス

第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ經費ニ對シ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ入院者ニ對シ監護上必要ナル處置ヲ行フコトヲ得

第五條 地方長官ハ入院者ヨリ入院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得地方長官入院者ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第六條 第二條ノ規定ニ該當スル精神病院ニシテ主務大臣ニ於テ特ニ必要ト認ムルモノハ之ヲ國立精神

病院ニ入院セシムルコトヲ得

第七條 道府縣ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依リ主務大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ

第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

第八條 主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一

條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得

行政官廳ノ違法處分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

前項ノ精神病院ニ關スル經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第一條 主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ

第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得

第二條 精神病院法(政府提出) 第一讀會

第一條 精神病院法(政府提出)

第一項但書ノ規定ニ依リ共同設置ヲ命シタル精神

病院ノ管理及費用分擔ノ方法ハ關係地方長官ノ協

議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ

附則

(國務大臣床次竹二郎君登壇)

○國務大臣床次竹二郎君 諸君、我國ニ於キマシテ最

近ノ調査ニ依リマスルニ、精神病患者ト認ムル者ハ六万有餘デゴザイマス、其中病院其他ノ設備ニ收容セラレテ居ル者ハ、僅ニ四千有餘名デゴザイマス、元來精神病者ニ對シマシテ御承知ノ通りアリマス、左リナガラ是等ノ患者ニ對シテ救療收容ノ設備ニ關スル規定ハ、今日マデ缺ケテ居ルノデゴザイマスガ、段々世ノ中ガ複雜ニナルニ從ヒマシテ、各國ノ例ヲ見マスルノニ、是等ノ數ハ増加致スノデアリマス、現今ニ於キマシテモ、先程申上ゲマシタ如ク、六万有餘ノ中其病院等ニ收容セラレテ居ル者ハ、僅ニ四千有餘名デゴザイマス、洵ニ不完全ナル有様デアリマシテ、殊ニ中產階級抔ニ於キマシテハ、其慘狀隨分甚シイモノモゴザイマス、是ノ適當ナル保護治療法ヲ立テ、其途ヲ講ズルト云フコトハ、今日最モ必要ナ事柄デゴザイマスノミナラズ、年々是等ノ患者ノ中モ、速ニ改善ノ途ヲ立ツベキ事柄ト考ヘルノデアリマス、仍テ茲ニ此法案ヲ提出致シマシタヤウナ次第デアリマス、此實下ラヌ有様デアリマス、公共ノ安寧ヲ亂ルコト少クナイノミナラズ入道上カラ申ンマシテモ、社會政策上カラ考ヘマシテモ、速ニ改善ノ途ヲ立ツベキ事柄ト考ヘルノデアリマス、仍テ茲ニ此法案ヲ提出致シマシタヤウナ次第デアリマス、此實行ニ關スル精神病院補助費ハ、既ニ豫算ニ於テ御協賛ヲ得タ次第デアリマス、何分然ルベク御密諭ヲ願ヒマス○高木益太郎君 御尋ガゴザイマス、政府ガ此精神病院ノ設置ノコトニ付テ御提案ヲ爲スダ趣旨ハ、至極結構ノ事ト思ヒマス、是ト同時ニ精神病院其物ヲ取締ル必要ガアリハセヌカ元ノ衛生局長後藤新平氏ガ、相馬事件ノ時精神病院ノ内幕ノ取締ノ事ヲ暴露シテ、世間ノ者ガ驚イタル弊害ガアルヤウデアリマスガ、既ニ強制監置ト云フ法律案ヲ御出シニナル以上ニハ、精神病院其物ヲ取締ルコトニ就テ、何カ政府ハ御考ガアル次第ト思フ、ソレカラ政府ハ現在ドウ云フ工合ニ精神病ヲ御取締ニナシテ居ルデアラウカ、現在ノ精神病院ハ、何等ノ缺點ナシト断言シ得ラレル次第デアルカドウカ、並ニ強制入院ノ場合ヲ法律デ限定スルカドウカ、唯今内務大臣ガ仰セニナシダ如ク、公安ヲ害スル虞アル手續法ノ準禁治産ノ規定ヲ準用スベキモノカドウカト云フコトニ就テ、御評議カ在ダカ無カッタカ、是ハ内務大臣ニ御尋スルモ少シク門違デアルカ知ラヌガ、司法大臣ガ御出席席ガナインデアリマスカラ、誰方カ委員ガ出来ルノデアリマセウカ

○議長(大岡育造君)　床次内務大臣
　　ラ、委員ノ御万ニ御尋ヲ願ヒタク、先づ司法官憲ノ開與ス
　　ル事ヲ除イタ以外ニ於テ、内務大臣ノ御答ヲ得タイト思ヒ
　　マス

リマシタゞ、此監置ノ期間ヲ定期ナイト云フコトハ、本法ノ
缺點デ、ハナイカト思ヒマス、過テ精神病者ノ名ノ下ニ監置
セラレタル者ガ、何時マデモ無禁限ニ牢獄ニ均シキ精神病者
ニシテ、

ナイト云フコトハ、本法ノ
精神病者ノ名ノ下ニ監置

○議長(大岡育造君)　床次内務大臣

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

尤ナル御説ト考ヘマス、目下當局ニ於テモ取調中デゴザイマス、第一ノ御尋ハ是亦敢テ今日完全ト申ス次第ニハ考ヘ

テ居リマセヌ、何分澤山ナ私立病院ノコトデアリマスカラ
地方長官其部下ノ警察官ヲシテ取締ニ當ラシテ居リマフ

ケレドモ、敢テ十分トハ申上ゲ兼ネマス、ソレカラ第三ノ強制命令ヲ以テ入院セシムル場合ノコトハ、施行命令中ニ勅

○議長（大岡育造君） 横山勝太郎君

○横山勝太郎君 簡單テエサイマスカラ、自席カラ發言ヨ
御許ヲ願ヒマス

○議長(大岡首達君) 宜シウエサイマス

案ノ所謂精神病者ノ意義如何アリマス、民法第七條ノ所謂「精神病夫」者況ニ在ル者下ニテ手、ニ該旨ニレバ

〔所謂「心神喪失者」〕云々ハ、謂當不^ハ可^ハ也。デアルカ、或ハ刑法第三十九條ノ所謂「心神喪失者」ノコトニ、該當スルノデアリマヌルカ、尚ホ同法三十九條第二項ノ

所謂「心神耗弱者」ヲ包含スルノデアリマスカドウデアリマス
カ、是ニ關節シテ安寧ニ置キタイノハ、當今ノ域ニ精神病要

者ノ新キキ説ニ依リマスルト、無政府主義者ノ如キ、或ハ或種ノ社會主義者ノ如キ、福執狂——精神病者ナツト幹

シテ居リマス、本案ニ於テハ、斯ノ如キ者モ取締リマスカド立
デアリマスカ、併セテ御説明ヲ頗ヒタイ、ソレカラ第一二八本

案ハ精神病者ニ對シテ絕對的ニ監置ヲ必要トスルト云フ
所謂監置主義デアリマスカ、若クハ非監置主義デアルカ或

ハ監置非監置ノ折衷主義デアリマスカ、法文自體ニ付テハ
稍明瞭ヲ缺イテ居ル點ガアルト思ヒマス、或人ノ説ニ依ル

ト、精神病者ハ之ヲ監置シテハ到底治癒スルモノデナイ、自由ニ放任シテ、相當ナル治療ヲ加フルコトニ依リテ、始メテ治

療ノ目的ヲ達スルモノデアル、監獄ノ如キ——牢獄ニ均シキ
病室ニ監拘シテハ、到底治療ノ目的ハ達セラレスト云フノガ

新シキ説デアリマス、ソレ故ニ本案ハ所謂監置主義ヲ採ルカ、非監置主義ヲ採ルカ、取りモ直サズ精神病者ソレ自身ノ

個人ノ人權ヲ尊ブカ、又個人ノ方ハ省ミズ、個人ノ方ハ潰シテモ潰サヌ、モ宜シイ社會ノ安全サヘ得レバ宜シイ、社會ノ取

繰サへ出來レバ宜シイト云フノデアリマスカ、其點ハ明瞭ヨ
缺イテ居ルト考ヘマス、第三ハ唯今高木氏ヨリ御質問モアズ

幾多ノ府縣立精神病院が出來マスレバ、其結果ドウシテモ更ニ之ヲ國立病院ニ收容スル必要ノアル者ガ出來テ來ルト思ヒマスカラ、他日其設備ヲ致ス考テアリマス
○議長(大岡育造君) 日程第一、委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勤君 委員ノ數ハ特ニ十八名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ勤議ニ御異議ガナケレバ、本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ——日程第三乃至第十一ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト認メマス、一括議題ト致シマス——第三地方鐵道法案第五、輕便鐵道補助法中改正法律案、第七、鐵道抵當法中改正法律案、第九、鐵道船舶郵便法中改正法律案、第十一、鐵道營業法中改正法律案、以上一括シテ議題ト致シ、第一讀會ヲ開キマス——床次政府委員

第三 地方鐵道法案(政府提出)

第一 読會

第一條 本法ハ軌道條例三規定スルモノヲ除クノ外道府縣其他ノ公團體又ハ私人ガ公衆ノ用ニ供スル

爲敷設スル地方鐵道ニ之ヲ適用ス

地方鐵道業者カ運送營業ノ爲支線ヲ敷設スルトキハ公衆ノ用ニ供セサル場合ト雖本法ヲ適用ス

道府縣其ノ他ノ公團體又ハ私人カ專用ニ供スル

爲敷設スル鐵道ニシテ政府ノ鐵道又ハ地方鐵道ニ接續スルモノニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 地方鐵道ハ人力又ハ馬力其ノ他之ニ類スルモノヲ以テ動力ト爲スコトヲ得ス

シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

ニ在リテハ四呎八吋半又ハ二呎六吋ト爲スコトヲ得ス但

金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得但シ兼業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 地方鐵道會社ハ株金全額拂込前ト雖監督

官廳ノ認可ヲ受ク線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得但シ軌道會社ニ非サル會社カ兼業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ

非サレハ社債ヲ募集スルコトヲ得ス
社債ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ舊債償還ノ爲ニスル場合ニ於テ舊債務ノ額ハ之ヲ算入セス

第八條 鐵道及其ノ附屬物件ハ鐵道抵當法ニ依ルニ得ス
非サレハ之ヲ擔保ト爲スコトヲ得ス
鐵道ノ附屬物件ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ貸渡又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第九條 地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ
非サレハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ス

第十條 地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ
非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス
合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ免許ニ屬スル権利義務ヲ承繼ス

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第十二條 地方鐵道業ヲ營マムトスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ提出シ主務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

一 起業目論見書
二 線路豫測圖

三 建設費概算書
四 運送營業上ノ收支概算書

免許ニハ工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限ヲ附ス

第十三條 免許ヲ受ケタル者ハ左ノ書類及圖面ヲ監督官廳ニ提出シ工事施行ノ認可ヲ受クヘシ

一 線路豫測圖
二 工事方法書
三 建設費豫算書

免許ヲ受ケタル者カ會社ノ發起人ナルトキハ定

第十四條 地方鐵道業者ハ天災事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ第十二號第二項又ハ前

款及會社ノ設立登記證本工事施行ノ認可ニハ工事ノ認可ニハ工事ノ著手及竣工ノ期限ヲ附

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ免許ニ

二 工事ニ著手セサルトキ
三 工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキ
四 營業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ免許ニ

五 屬スル權利義務ヲ承繼スルコトヲ得ス
第二十條 地方鐵道業者ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ス

第二十一條 地方鐵道業者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ

條第二項ノ規定ニ依リテ附セラレタル期限ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得
第十五條 左ニ掲クル土地ヲ以テ鐵道用地トス
一 線路用地
二 停車場、信號所、車庫及貨物庫等ノ建設ニ要スル土地
三 鐵道專用ニ供スル發電所、變電所及配電所等ノ建設ニ要スル土地
四 鐵道構内ニ職務上常住ヲ要スル鐵道係員ノ舍宅及運輸保線ノ職務ニ從事スル鐵道係員ノ駐在所等ノ建設ニ要スル土地
五 鐵道ニ要スル車輛、器具、機械ヲ修理製作スル工場及其ノ資材、器具、機械ヲ貯藏スル倉庫等ノ建設ニ要スル土地
六 道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ニ關スル工事ノ施設ハ所管行政廳ノ許可ヲ受クヘシ
第十七條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ地方鐵道ニ接續シ若ハ之ヲ横斷シテ鐵道若ハ軌道ヲ敷設シ又ハ地方鐵道ニ接近シ若ハ之ヲ横断シテ道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ヲ造設スルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ地方鐵道業者ニ設備ノ共用又ハ變更ヲ命スルコトヲ得
設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス
第十八條 地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ免許ニ屬スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス
第十九條 左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
一 工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限迄ニ認可ヲ申請セサルトキ
二 工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキ
三 工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキ
四 營業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃及料金ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 地方鐵道業者ハ旅客列車及混合列車ノ發着時刻及度數ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ列車ノ發着時刻及度數ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 監督官廳ハ監査員ヲ派遣シテ鐵道ノ工事、運輸保線ノ状態、會計及財産ノ實況ヲ監査セシムコトヲ得

鐵道ノ工事、運輸保線ノ状態及會計ノ整理ニ付法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ違ヒ又ハ不適當ナリト認ムルモノアルトキハ監督官廳ハ其ノ改築又ハ改善ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ工事、運輸又ハ設備使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

監査員ハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ニ説明ヲ求メ金櫃帳簿、書類及圖面ヲ檢閱スルコトヲ得

第二十四條 地方鐵道業者ハ地方鐵道ノ監督事務ニ關シ往復スル吏員ニシテ監督官廳ノ發行スル證票ヲ携帶スル者ヲ無貨ニテ乗車セシムヘシ

第二十五條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ地方鐵道業者ニ他、鐵道又ハ軌道トノ連絡運輸又ハ直通運輸ヲ命スルコトヲ得

第二十六條 地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受ク前項ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更、運輸ノ手續、運賃ノ割合及費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十七條 地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鐵道ノ貸借又ハ營業若ハ運轉ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得ス

營業又ハ運轉ノ管理ノ委託ヲ受タル地方鐵道業者ハ其ノ管理ニ付監督官廳ニ對シ委託ヲ爲シタル者ト共ニ其ノ責ニ任ス

第二十八條 地方鐵道會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セヌ

第二十九條 地方鐵道業者ハ法令ノ定ムル所ニ依リ平時及戰時ニ於テ鐵道ヲ軍用ニ供スル義務ヲ負フ

第三十條 政府カ公益上ノ必要ニ因リ地方鐵道ノ

全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトスルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條 買收價額ハ最近ノ營業年度末ヨリ遡リ既往三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額トス

前項ノ益金下ハ營業收入ヨリ營業費及賞與金ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ合計ヲ除シタルモノニ一年間ニケル每營業年度末ノ開業線建設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノニ一年間ニケル營業收入及營業費ノ計算ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十二條 買收ノ日ニ於テ運輸開始後前條第一項ニ規定スル三年ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ前條第一項ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ其ノ建設費以内ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ買收價額トス

第三十三條 地方鐵道業者カ鐵道若ハ其ノ附屬物件ノ補修ヲ爲サス又ハ法令若ハ命令ニ基キテ爲ス命令ニ依リ改築若ハ改造ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲サルトキハ補修ニ要スル金額ハ之ヲ營業費ニ加算シ改築又ハ改造ニ要スル金額ハ之ヲ買收價額ヨリ控除ス

第三十四條 買收代價ハ券面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未満ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

第三十五條 政府ニ於テ地方鐵道ニ接近シ又ハ並行シテ鐵道ヲ敷設シタル爲地方鐵道業者カ其ノ接近シ又ハ並行スル區間ノ營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ政府ハ其ノ營業廢止ニ因リテ生スル損失ヲ補償スルコトヲ得残存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

補償金額ハ第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ依リテ算出シタル價額ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シタル金額以内ニ於テ政府之ヲ定ム

第三十六條 地方鐵道業者ガ法令若ハ法令ニ基キテ舊法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做ス但シ其ノ免許若ハ指定、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フ

第二條及第三條ノ規定ハ舊法ニ依リテ免許又ハ指定ヲ受ケタルモノニ之ヲ適用セス

第四十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 私設鐵道法及輕便鐵道法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做スハ本法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做ス但シ其ノ免許若ハ指定、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フ

第二條及第三條ノ規定ハ舊法ニ依リテ免許又ハ指定期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ適用セス

第四十二條 輕便鐵道法ニ依リテ輕便鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタル事項ハ之ヲ鐵道抵當法ニ依リ鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタルモノト看做シ輕便鐵道抵當原簿ハ鐵道抵當原簿ト看做ス

第四十三條 輕便鐵道法ニ依リテ爲シタル處分、手續

其ノ他ノ行為ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

三 免許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト前項ノ規定ニ依リテ解任セラレタル取締役其ノ他ノ役員ハ再任セラルコトヲ得ス

第三十七條 免許ヲ受ケシシテ地方鐵道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケシシテ運輸ヲ開始シタル者ハ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 前條ノ場合ヲ除クノ外本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケシシテ

二 法令ニ基キテ爲シタル命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

三 監査員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタルトキ

四 法令又ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リテ爲スヘキ届出、報告其ノ他ノ書類、圖面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虛偽ノ届出、報告若ハ記載ヲ爲シタルトキ

五 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第六條 前二條ノ規定ハ公共團體カ地方鐵道業者キ届出、報告其ノ他ノ書類、圖面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虛偽ノ届出、報告若ハ記載ヲ爲シタルトキ

第七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ適用セス

第八條 附 則

第九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 私設鐵道法及輕便鐵道法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做ス但シ其ノ免許若ハ指定、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 第二條及第三條ノ規定ハ舊法ニ依リテ免許又ハ指定期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ適用セス

第十二條 輕便鐵道法ニ依リテ輕便鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタル事項ハ之ヲ鐵道抵當法ニ依リ鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタルモノト看做シ輕便鐵道抵當原簿ハ鐵道抵當原簿ト看做ス

第十三條 輕便鐵道法ニ依リテ爲シタル處分、手續

其ノ他ノ行為ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

スル祭ニ、地方鐵道ノ併行又ハ接近シテ居ルガ爲メニ、地方鐵道業者ガ、營業上困難ニ立至ル場合ガアリマス際ニ於テ、補償ノ途が明ニ規定シテナイノアリマスガ、是等ノ場合ハ損失ノ補償ニ關スル事ヲ明規シテ置クガ、今日ノ時勢宜カラウト思ヒマシテ追加致シマシタノアリマス、其他二三改正ヲ加ヘマシタ點ガゴザイマス、大體右様ナ譯アゴザイマス、ソレカラ此地方鐵道法ノ改正ト共ニ、自然輕便鐵道補助法中ニ文字ノ修正ヲ加ヘナケレバナラヌ必要ガアリマシテ、此補助法中ノ改正ヲ致シタイ、尙ホ同ジ關係ヲ以チマシテ、鐵道抵當法中ニ改正ノ必要ヲ生ジタノアリマス、矢張同ジキ關係ヨリシテ、鐵道船舶郵便法中ニ改正ヲ加ヘルコトニナリマシテ、尙ホ一ツ同ジ關係カク、鐵道營業法中ニ改正ヲ加ヘルノ已ムヲ得ナイコトニナシタノアリマスガ、ソレト共ニ鐵道營業法中ニ改正ヲ加ヘント致シマスル事柄ハ、運賃其他ノ運送條件ト云フモノハ、鐵道ノ本質ニ鑑ミマシテ、成ベク之ヲ公告シタ上ニ、變更ヲ加ヘルコトガ當然ト考ヘマシテ、其規定ヲ致シタノアリマス、ソレカラ尙ホ現行法ニ於テハ、運賃ヲ加重致シマスル場合ニハ、一週間以上前以テ公告スルコトニナ、テ居リマスルガ、商取引ノ狀態ニ顧ミテ、之ヲ一箇月以上ノ期間ヲ置クガ宜イト云フ考デ茲ニ改正ヲ致シマシテ、最モ此際此營業法中ニ改正ヲ致シタイト思ヒマスル事柄ハ、到著貨物ノ引渡ノ際ニ、荷主ノ怠慢等ニ依シテ引取ヲ延滞シ、貨物置場ノ狹隘ヲ來シ、以テ一般貨物ノ取扱ニ支障ヲ及ボスト云フ事例ガ今日少ナクナインデアリマス、是等ハ折角ノ公共機關タル性質ヲ大ニ妨グルモノニアリマスカラ、是等ノ貨物ハ鐵道營業所ニ於テ荷主ニ代リ倉庫營業者ニ寄託スルコトヲ得ル途ヲ開イテ、以テ、運輸上ノ便益ヲ圖リタイト云フ考デアリマス、ソレガ鐵道營業法中ノ主ナル改正條項ニアリマス、以上宣シク御審議ヲ願ヒマス（拍手起ル）

○櫻井兵五郎君 質問ガアリマス
○議長（大岡育造君） 櫻井君
○櫻井兵五郎君 唯今御説明ノ中ニ軌間ノ問題ガアリマシタガ、原則トシテハ三呎六吋デアル、併ナガラ三條ニモアリマス通り、特別ノ場合ニ在テハ四呎八吋半、又ハ二呎六吋ニスルコトヲ得ルト云フ規定ニナシテ居リマスガ、此特別ノ場合ト申シマルノハ、如何ナル必要カラ此特別ナル場合ガ生ズルト云フ御考デ御規定ニナシタカ、或ハ地日國有鐵道ヲ私設ニスル場合ガアルカモ知レヌト云フ、其豫想ノ下ニ斯ル特別ノ場合ヲ規定セラレタノアリマスカ、其點ヲ伺ヒタイノアリマス、今一ツノ點ハ之ニ因シテ御尋アリマスガ、確ニ床次總裁ハ國有鐵道ハ三呎六吋ヲ以テ、我ガ經濟上ニ適合シテ居ルト云フ御考ヲ持テ居ラル、ヤニ、私ハ

承知致シテ居リマス、然ルニ現在ノ橋梁ヲ直ストカ、隧道ヲ改造成スル場合ニ於テハ、四呎八吋ノ軌間ニスルコトガ出來ルト云フヤウナ、設備ヲシテ居ラル、ヤウナコトニ承知シテ居リマス、果シテ然ラバ是ハ無用ナ設備ヲシテ居ラル、ノダニイカト思ヒマス、實際豫テ主張シテ居ラル、點ト多少相違ガアル思ヒマス、此點ヲ少シ明瞭ニ了解シ得ルヤウニ御説明ヲ合セテ願ヒタイト思ヒマス

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員床次竹二郎君 御尋アゴザイマスガ、軌間ヲ三呎六吋ニ致スコトヲ原則トシテ四呎八吋半ヲ認メタノハ、何ノ理由ノ爲メカト云フ御尋デアリマスガ、現在四呎八吋半ノモノガ隨分アリマス、殊ニ電氣ノ運轉ヲ致スモノハ多ク左様ナ譯アリマス、ソレ故ニ此鐵道工業ハ成ベク一定ノ軌間ヲ取ルコトガ便利ト考ヘマスクレドモ、右様ナ狀況ニアリマスカラ、是ダケハ認メルノガ宜イト云フ譯ア認メタ次第デアリマス、敢テ廣軌鐵道ニ關係シタ譯アリマセヌ、尙ホ第二ノ御尋ノ事ハ、此法案ニハ關係ガ無イ事柄ノヤウニアリマスカラ、御答ヲ致シテ差支アリマセヌ、私ハ我國ノ目下ノ狀況ニ於テハ、現在ノ軌幅ヲ以テ可ナリト考ヘテ居リマス、併ナガラ今ノ制度アリマシテモ、機關車ノ力ノ増大スルニ従ニテハ、今日ヨリヨリ幅ノ廣イ車ヲ運轉スルコトガ出來得ルノアリマス、隨テ隧道ニ致シマシテモ、橋梁ニ致シマシテモ、將來一度ノ工事ヲ施サナケレバナラヌ必要ガアリハセヌカト思ヒマスルノデ、現在ヨリヨリ幅ノ廣イ物ヲ建築シツクアルノアリマス、是ハ敢テ廣軌制ノ準備ト云フ譯アリマセヌ、今ノ制度ニ致シマシテモ、力ノ伸ルニ從フテ、ソレダケノ必要ガアリト認メテコトアリマス

○議長（大岡育造君） 委員選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勤君 日程第三乃至第十一ノ五案ヲ一括シテ、委員十數ハ特ニ二十七名トシ、議長ニ於テ指名セラレシコトヲ希望致シマス
○議長（大岡育造君） 岩崎君ノ勤議ニ御異議アリマセスカ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長（大岡育造君） 御異議ナケレバ本案ハ議長指名二十一名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス——日程第十
三、染料工業保護ノ爲關稅改正ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——提出者鈴木錠藏君

染料工業保護ノ爲關稅改正ニ關スル建議案
戰時ニ際シ各種工業勃興セル中ニ就テ染料工業ノ發達ハ極メテ偉大ナルモノアリ然ルニ昨冬休戰講和ノ聲ヲ聞クヤ輸入染料價格ノ低落ヲ告々折角發達ノ氣運ニ向ヒ減ノ懼アラムトス故ニ或一定ノ期間ヲ定メ關稅政策ニ依リテ保護獎勵ノ必要アリト認ム

右建議ス

〔鈴木錠藏君登壇〕

〔拍手起ル〕

○鈴木錠藏君 私ハ昨年ノ四十議會ニ於キマシテ、戰時異常ノ發達ヲ遂ニマシタ所ノ化學工業ガ、戰後尙ホ能ク外來品ニ對抗シテ存續シ得ルヤ否ヤ、戰前ニ於テハ化學工業品ハ、主トシテ獨逸ノ輸入品ニ待チマシテ、所ガ戰時自給自足ノ必要ニ迫ラレテ、米國、英國、佛蘭西ニ於テモ偉大ナル發達ヲ送ダニ居リマス、然ラバ戰後ニ於テハ、獨リ獨逸ノ製品ニ對抗スルノミナラズ、英、米、佛ノ製品トモ競爭シナケレバナラヌ時ガ來ルト信ジマシテ、若シ之ヲ自然ノ趨勢ニ放任致シマシタラバ、我ガ化學工業ハ萎靡衰頽ニ歸シハセヌカド、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、第一ニ補給政策、第二ニ關稅政策、第三ニ原料問題ノ解決、第四ニ統一政策、此四問ヲ提ダマシテ、時ノ内閣即チ寺内内閣ニ其所見ヲ叩キマシタ、所ガ政府ハ表面同感ノ意ヲ表シナガラモ、マダ悉ク保護政策ニ依テ保護シロト強ユルモノアリマセヌ、然ルニ昨年十一月休戰講和ノ聲ガ突如トシテ起リマスルト、其戰時ニ興シタ工業ガ一樣ニ打撃ヲ受ケマシタ中ニモ、我ガ化學工業ノ受ケマシタ打撃ハ、所謂致命的ノ創痍アックノデアリマス、之ガ爲メニ折角與リツ、アル所ノ工業モ頓挫シ、工場モ閉鎖ノ已ムナキニ至ダト云フコトハ、諸君も新聞紙上御承知ノ事ト信ジマス、私ハ戰時ニ興シタ所ノ工業ヲ、悉ク保護政策ニ依テ保護シロト強ユルモノアリマセヌ、如何ニ自給自足ノ上カラ見マシテモ、國家經濟ノ上カラ首肯出来ナイモノハ、決シテ保護政策ニ依ルヘキモノナイト信ジマス、併ナガラ戰時相當ノ發達ヲ遂ゲ、而シテ尙ホ相當ノ保護ヲ與ヘレバ、立派ナ國產トシテ成立シ、而モ輸入品ニ對抗スベキ物デアッタシタラバ、國家ハ之ニ對シテ、相當ノ補助獎勵ノ途ヲ講ズベキモノト信ズルノアリマス、此點ヨリ致シマシテ、私ハ我ガ染料工業ニ向シ、而モ輸入保護ヲ爲スベキモノト主張スルノアリマス、乃チ如何ナル方法ニ依テ保護スルカト申シマスレバ、第一輸入染料ニ對シテハ、從價五割ノ關稅ヲ課スルト云フコトガ第一ニアリマス、第二ニ關稅保護ノ期間ヲ將來五箇年トスルト云フコト

云フモノハ、申スマデモナク化學工業ノ中樞デアリマシテ、化學工業中ノ精華デアル、華デゴザイマス、若シ染料工業ニシテ保護サル、ナラバ、是ヨリ生マル、所ノ副產物、即チ火薬トカ、醫藥トカ、人造香料トカ、寫真藥トカ、其他ノ副產物ハ、期セズシテ發達スルノデアリマス、即チ兩々相待シテ技術のニモ經濟的ニモ相當ノ發達ヲ遂ゲルノアリマス、是ガ故ニ先進國ニ於キマシニテモ、染料製造場ニハ必ず藥品工場ガアツテ、必ず其工場ニハ染料ト共ニ藥品部ト云フモノガアツテ、藥品ノ賣捌ヲ致シテ居ルノデアリマス、現在ニ於テ我國ノ染料工業ノ狀態ハドウデアルカト申シマスト、政府ノ保護獎勵ノ下ニ在ル所ノ日本染料會社ヲ除キマシテ、現在ニ於テ拂込資本ガ五百七十二萬圓、工場ノ建坪ガ二万三千七百八十坪、技術員ガ七百九十二人、職工ノ數ガ四千六百人、最近一箇月ノ生產高ハ「アニリン」「アリザリ」ノ染料ノ高ガ百三十四万七千五百斤、而シテ大正六年度ニ生產サレマシタ高ガ一千六十四万圓ノ多キニ達シテ居リマス、其工場ノ分布ノ狀態ト云フモノハ、東京・大阪・和歌山・廣島・岡山等デアリマシテ、東京府下ノミニテモ四十有餘ノ工場ガゴザイマス、大正七年度ノ產額ハ約五百万圓ノ多キニ達シテ居リマス、而シテ其品質ハ米國產ニ比シテ少シモ劣ル所ガナイ、故ニ染料商ハ、内地品ヲ輸入品ト稱シテ賣フテ居ルト云フヤウナ有様デゴザイマス、殊ニ製品中ニモ、鹽基性「メチルヴァイオレット」トカ、酸性「オレンヂ」下カ、硫化染料其他媒染染料ノ如キ物ハ、南洋、印度、西伯利、支那等ノ方面ニ輸出セラレテ、外品ヲ壓迫シテ非常ナ效力ヲ今日得テ居ル次第デゴザリマス、日本ニ於ケル所ノ染料、即チ製造サレマス所ノ染料ノ數ハ、二百餘種ノ多キニ及シテ居リマス、併シ之ヲ一々舉ダルコトハ煩雜デアリマスカラ、其品目ト及日米製品ノ市價ノ現在比較表一 是ハ議長ノ御許ヲ得テ速記録ニ留メタイト存ジマスガ、斯ル染料カ如何ナル工場、如何ナル原料ニ依テ製造セラル、カト申シマスレバ、工場ハ頗ル小規模ナモノデアツテ、原料ハ多クハ輸入品ニ待テ居ルノデアリマス、若シ此小工場が合同完備致シマシテ、各製造所ヨリ自然ニ產ル、所ノ「ベンゾオール」ノ如キ原料及今政府ノ補助ノアリマスル所ノ日本染料會社アタリガ、中間化合物ヲモット廉價ニ販賣スルコトガ出來マスナラバ——廉價ニ支給スルコトが出來マシタナラバ、生產費ハ一層低廉ニナラテ、其製品ハ一層優秀ニナルト云フコトハ、一ニ化學工業中染料工業ヲ擇ビマシタコトハ、染料工業ト云フモノハ、申スマデモナク化學工業ノ中樞デアリマシテ、化學工業中ノ精華デアル、華デゴザイマス、若シ染料工業ニシテ保護サル、ナラバ、是ヨリ生マル、所ノ副產物、即チ火薬

ハ、學術ノ方式ノミニ体テ發達スル物ハニサヒマセヌ、即チ熟練ト經驗ト云フモノガ、染料ニ付テノ唯一ノ條件デゴザイマス、此點ニ就アハ日本人ノ最モ得意ト致シマスル所デ、獨逸ノ染料ガ發達致シマシタノモ、即チ獨逸人ノ技術が發達セシメタノデアリマシテ、此點ハ餘程日本ト獨逸ト似テ居ルト考ヘマス、獨逸ノ染料工業が其模範ハ英佛ニ取りマシテ、家庭的工業ガ斯ル盛大ナル發展ヲ遂ゲラレマシタト云フヤウナ徑路ヲ取テ來マスルト、我染料工業ノ前途ト云フモノハ、實ニ有望ニ致シマシテ、囑目ニ値スベキモノト信ズルノデゴザイマス、或ハ此染料工業ノ如キモノハ、大規模ノモノデナケレバ、決シテ發達スルモノデナイト云フヤウナ說モゴザイマスケレドモ、彼ノ獨逸ニ於ケル「ヘキスト」會社、是ハ世界第一ノ染料工業會社デゴザイマス、是ガ其初二ニ當テハ、僅ニ一人ノ化學者ト三馬力ノ蒸汽力ガアツクデアラル、而シテ其頃丁度千八百五十九年頃デアリマシテ、其當時ニ巴里ニ染料ノ博覽會ガアリマシテ、今日ハ遂ニ英佛ヲ凌駕スルヤウナコトニ至リマシタノデ、是等ハレドモ、獨逸ニ於テハ一品モ陳列スルマニアニ達シテ居ラナカタタケ、ソノ各國ノ染料工業ニ對スル政策ヲ見マスルニ、何レモ保護政策ニ依テ、自給自足ノ保護政策ヲスルヤウニナシタノデゴザイマス、此獨逸ノ化學工業ハ獨逸ノ生命デアツテ、之ガ爲メニ獨逸ガ幾多ノ國家モ國民モ犠牲ヲ拂テ、今日ノ完備ヲ告ゲマシタノデゴザイマシテ、寧ロ今回ノ大戰爭ハ、獨逸ノ化學工業ノ結果デアルト言テモ誣言デハナイト思ヒマス、唯、將來ニ於テ獨逸ガ如何ナル事デ此染料工業ニ於テ苦痛ヲ感ブルクト云フト、即チ原料ノ供給デハナカラウカト考ヘマス、今日マデ獨逸染料工業ノ原料ト云フモノハ、英國ノ瓦斯工業ノ賜デアリマシタ、瓦斯及鐵カラ生ジマスル所ノ「コールタール」デアル、今日ノ巴里發ノ電報ニ依テモ、國際聯盟ノ附屬ト致シマシテ、常設經濟委員會が設ケラレテ、此原料ト云フモノハ歐羅巴許リデナク、印度、西伯利方面マデモ包含致シマシテ、原料ヲ支配スルコトニナシテ居ルヤウデアリマス、而シテ亞米利加ト佛蘭西ハ、特ニ佛蘭西ハ、白耳義ニ向シテ原料供給ノ優占權ヲ與ヘテ居ルト云フコトヲ、今日ノ電報ニ傳ヘテ居リマス、將來獨逸ハ何レノ國ニ原料ヲ仰グカ、自國ダケノ原料デハ、今日マデノ如キ發展ハ六ヶ敷カラウト考ヘマス、此邊ノ所ハ獨逸トシテハ大ニ苦痛ヲ感ズルコト、思フノデゴザイマス、次ニ英國ノ狀態ハドウデアルカト云フト、英國ハ「ロイドジョージ」方積極的ノ保護政策ニ依リマシテ、自國デ生產スル所ノ此染料ニ付キマシテハ、

ノ貸付金、第一二三機械器具建物ニ對スル補助金是等ノ方法ニ依リテ、益、自國ニ
技術研究ニ對スル染料ヲ發達セシムルト云フコトノ方針ヲ執リテ居ルヤ
ウニ承知致シテ居ルノデゴザイマス、デ佛蘭西ハ唯今ノ電報
デモ承知致シマシタ如ク、英國ト原料供給ノ契約ヲ結ンデ
居リマシテ、一方ニ於テハ、矢張貸付金及關稅政策ニ依リテ
保護スルコトニ承知シテ居ルノデゴザイマス、亞米利加ハド
ウデアルカト申シマスト、亞米利加ハ戰時中、此染料ニ向
テハ從價三割、從量稅一磅ニ付テ十錢ト云フヤウナ重稅ヲ
課シテ保護致シテ居リマス、所ガ最近ノ報道ニ依ルト、從
價稅六割ノ稅ヲ課スルト云フコトニ聞イテ居リマス、又亞
米利加現在ノ染料界ノ泰斗ト稱セラル、「ドクトル・セルコ
フ」氏杯ノ説ニ依ルト、亞米利加テモ少クトモ十箇年間ノ
保護政策ニ依ルニ非ザレバ、染料工業ヲ發達セシムルコト
ガ出來ナイト云フコトヲ言シテ居リマス、詰マリ是等ノ説ガ
容レラレテ、從價稅六割ト云フヤウナ、此關稅政策ヲ執ルヤ
ウニナツダモノト信ズルノデゴザイマス、而シテ五割ノ稅トモ染
料工業ニ付キマシテハ、積極的ノ保護政策ヲ執テ居リマシ
テ、日本ガ此際私ノ主張致シマスル從價五割ノ課稅ノ如キ
ハ、最モ穩健ナリト信ズルノデゴザイマス、而シテ五割ノ稅トモ染
料ニ付キマスル根據ハ何所ニ在ルカト申シマスレバ、唯今ノ日本
ト亞米利加トノ染料ノ價格ヲ較ベテ見ルト、亞米利加ノ方
ハ三割高アゴザイマス、併ナカラ將來ニ於キマシテ、尙ホ亞
米利加ノ製品ハ安クナルト云フ考モゴザイマスカラシテ、茲
致シマスル御議論ハ、殊ニ織物ノ地方ノ御方ニ於テハ、御疑惑ガ
御有リニナルヤウナ次第アリマスガ、段々専門家ニ就テ私
ズルノデアリマス、ソレカラ或ハ此從價五割ノ關稅ヲ課シマ
シタラ、加工品ニ於テハ非常ニ高クナルニ相違ナイト云フヤ
ト云フヤウナモノハ實ニ微々タルモノデ、試ニ此内地ノ絹物
ニ對スル其影響ヲ一寸申上ダテ見マスルト、内地絹物一反
ノ染貨ガ約四十五錢デゴザイマス、此染料ハ約十二錢七
厘、若シ之ニ五割ノ稅金ヲ課シマシタ所デ、六錢三厘、而シ
テ絹織物一反ノ値段ハ今日十圓以上デ、極ク安ク見マシ
テ十圓トシテモ、六錢三厘ト云フモノガ「ペーセント」ハ六厘
ノ染貨ガドウデアルカト云フト、是ハ一反二十五錢位デ、之
ニ要スル染料ハ僅ニ九錢デス、此五割即ナ四錢五厘、サウ
スルト木綿物ハ今一反染貨ガ三圓ト致シマシテ、四錢五厘
ハ僅ニ一分五厘ニシカナリマセヌ、又輸出織物ニ付テ一寸
御懸念ガアルヤウデスガ、支那ニ輸出致シマスル所ノ絹織

物ニ「タンタンシース」ト云フモノガゴザイマス、ソレハ幅ガ三
十二「インチ」丈ガ五「ヤール」目方ガ八百目、染貨ガ五圓五
十錢デアリマスガ、是ノ染料ハ一圓デゴザイマス、即チ五割
ノ稅ヲ課シテモ一圓五十錢、是ガ一反ノ代價五十圓
ト致シマシテ、其稅ノ割合ハドウカト云フト、僅ニ一分ニシカ
當リマセヌ故ニ此染料ノ値段ガ織物ノ價格ニ及ボスト云
フヤウナ御心配ハ、決シテ御無用デアルト私ハ考ヘルノデゴ
ザイマス、是ハ從來ノ染料ヲ無稅品ト致シマシテ、五割ト云
フ比較ヲ取リマスクレドモ、今日マデノ染料ハ「インヂュービ
アーニアリザン」ヲ除キ、從量稅百斤ニ付テ七圓ハ「パー
セント」ニ依リマスクラシテ、從量稅ニ付テドノ位ニナルカ知
レマセヌケレドモ、相當ノ關稅上云フモノガ課セラレテゴザイ
マス、彼此五割ノ稅上云フモノハ課セラレテアルガ、勿論是
ガ絕對ノ五割デハゴザイマセヌ、三割五分——價格上ノ相
違ガアルダラウト思ヒマス、ソレカラ第二ノ期間ヲ五箇年ニ
定メマシタト云フコトハ、是ハ餘り長ク致シマスレバ、隨テ製
造場ニ向テ依頼心ヲ起セセル虞モゴザイマス、又殊ニ保護
政策ト云フモノハ、餘り喜バシイモノデゴザイマセヌ、詰マリ
ソレヲ發達助長セシムル爲ノ目的デゴザイマスカラシテ、
假リニ之ヲ五箇年ト致シマスレバ、保護ノ目的ヲ達スルト
同時ニ、五箇年經タナラバ、製造業者ハ補助金ヲ失フノデ
アルト云フ所ノ一ツノ刺戟カラ、一層發憤努力スルダラウト
云フ見地カラ、五箇年ト相定メマシタ次第アリマス、ソレ
カラ第三ノ所ノ法令發布カラシテ關稅實施ニ至ル間ハ、染
料ノ輸入ニ付テハ、特許ヲ受ケルト云フコトヲ主張シテゴザ
イマスガ、從來ノ例ニ依リマシテモ、此關稅實施マデ約六箇
月アルト致シマシテ、其間思惑ノ輸入ト云フモノハ盛ニ行
ハレル、例ヘバ本月法令ヲ發布シテ之ガ實施期ノ八月頃ニ
ナリマスルト、各種ノ貿易商ハ盛ニ思惑ヲヤリマシテ、折角
關稅ヲ上ゲントスル時ニ於テ、收入ノ目的モ達セズ、而シテ生
產過多ニナリマシテ、殆ド從來ノ直段ヨリモ安クナルト云フヤ
ウナ現象ヲ呈シマス、殊ニ資本ノ豊富ナル所ノ外國人アタリハ、
五箇年振ヲ一遍三輸入シ置キマシタシマシテモ、五割ノ課
稅ト云フモノハ、一箇年ニ一割ゾ、ニシカ過ギマセヌ、即チ一箇
年一割ノ稅ヲ拂テモ、五箇年ノ「ストック」以テヤッタ方ガ
割合デアルト云フ算盤ノ上カラ來マスルト、必ズシモ思惑ノ
輸入ガナイト云フコトハ言ヘナインデアリマス、是ハ政府ニ
於テモ屢々苦痛ヲ嘗メタ所デアツテ、獨リ染料工業ノミナラ
ズ、色ニナ是カラシテ關稅政策ヲ講ゼラル、場合ニ於テ、此點ヲ
闇却セラル、コトガアリマシタナラバ、恰モ底モキ桶ニ水ヲ注
イダガ如ク、必ズ茫然トシテ此目的ニ相違スルコトニ驚カサ
レルダラウト考ヘマス、故ニ私ハ此第三項ハ是非共此關稅

政策ノ総括リト致シマシテモ、深ク主張スル所以ニアリマス、
今ヤ各染料工業ハ、戰前戰後四箇年ノ經驗ヲ經マシテ、幸
略完成ノ域ニ達シマシテ、又各資本家モ合同ノ必要ヲ感
ジテ居リマス、然ルニ此体戰講話ノ聲ニ驚カセラマシテ、銀
フ比較ヲ取リマスクレドモ、今日マデノ染料ハ「インヂュービ
アーニアリザン」ヲ除キ、從量稅百斤ニ付テ七圓ハ「パー
セント」ニ依リマスクラシテ、從量稅ニ付テドノ位ニナルカ知
レマセヌケレドモ、相當ノ關稅上云フモノガ課セラレテゴザイ
マス、彼此五割ノ稅上云フモノハ課セラレテアルガ、勿論是
ガ絕對ノ五割デハゴザイマセヌ、三割五分——價格上ノ相
違ガアルダラウト思ヒマス、ソレカラ第二ノ期間ヲ五箇年ニ
定メマシタト云フコトハ、是ハ餘り長ク致シマスレバ、隨テ製
造場ニ向テ依頼心ヲ起セセル虞モゴザイマス、又殊ニ保護
政策ト云フモノハ、餘り喜バシイモノデゴザイマセヌ、詰マリ
ソレヲ發達助長セシムル爲ノ目的デゴザイマスカラシテ、
假リニ之ヲ五箇年ト致シマスレバ、保護ノ目的ヲ達スルト
同時ニ、五箇年經タナラバ、製造業者ハ補助金ヲ失フノデ
アルト云フ所ノ一ツノ刺戟カラ、一層發憤努力スルダラウト
云フ見地カラ、五箇年ト相定メマシタ次第アリマス、ソレ
カラ第三ノ所ノ法令發布カラシテ關稅實施ニ至ル間ハ、染
料ノ輸入ニ付テハ、特許ヲ受ケルト云フコトヲ主張シテゴザ
イマスガ、從來ノ例ニ依リマシテモ、此關稅實施マデ約六箇
月アルト致シマシテ、其間思惑ノ輸入ト云フモノハ盛ニ行
ハレル、例ヘバ本月法令ヲ發布シテ之ガ實施期ノ八月頃ニ
ナリマスルト、各種ノ貿易商ハ盛ニ思惑ヲヤリマシテ、折角
關稅ヲ上ゲントスル時ニ於テ、收入ノ目的モ達セズ、而シテ生
產過多ニナリマシテ、殆ド從來ノ直段ヨリモ安クナルト云フヤ
ウナ現象ヲ呈シマス、殊ニ資本ノ豊富ナル所ノ外國人アタリハ、
五箇年振ヲ一遍三輸入シ置キマシタシマシテモ、五割ノ課
稅ト云フモノハ、一箇年ニ一割ゾ、ニシカ過ギマセヌ、即チ一箇
年一割ノ稅ヲ拂テモ、五箇年ノ「ストック」以テヤッタ方ガ
割合デアルト云フ算盤ノ上カラ來マスルト、必ズシモ思惑ノ
輸入ガナイト云フコトハ言ヘナインデアリマス、是ハ政府ニ
於テモ屢々苦痛ヲ嘗メタ所デアツテ、獨リ染料工業ノミナラ
ズ、色ニナ是カラシテ關稅政策ヲ講ゼラル、場合ニ於テ、此點ヲ
闇却セラル、コトガアリマシタナラバ、恰モ底モキ桶ニ水ヲ注
イダガ如ク、必ズ茫然トシテ此目的ニ相違スルコトニ驚カサ
レルダラウト考ヘマス、故ニ私ハ此第三項ハ是非共此關稅

行ハ貸出ヲ停止シ、資本家ハ拂込ヲ躊躇シマシテ、生産品
ハ收支相償ハズト云フヤウナ有様ニ陥テ居リマス、此儘之
ヲ放任致シマシタナラバ、恰モ昨日マデ炎々トシテ火山ノ
如キ焰ヲ揚ゲテ居リマシタ所ノ工場モ忽チ死滅致シマシテ
再ビ戰前ノ如キ有様ニ返ラ、悉ク輸入品ニ待タナケレバナ
ラヌト云フヤウナ悲況ニ陥ルダラウト考ヘマス、然ラバ戰前
ニ於テノミ自給自足ガ必要デアルノデナクシテ、此自給自
足ナルモノハ、永久ニ國家トシテ主張シナケレバナヌ政策
デアルト云フコトヲ考ヘマシクナラバ、此點ハ大ニ考ヘナケレ
バナラヌ事ダラウト信ズルノデアリマス、試ニ戰前一箇年ノ
染料ノ輸入高ヲ見マスルト「アリザン」下「アニリ」と染料ガ
七百七十万斤、人造藍ガ百四十万斤、此價額ガ約九百
万圓ニナシテ居リマス、諸君戦後ニ於テ外國カラ輸入サレ
タ場合ガアダト致シマシテモ、逆モ此外國ニ於ケル所ノ生
産費モ、戰前ノヤウナ安イ譯ニハ參リマセヌカラ、少クモ最
低三倍ノ價格ニナルダラウト考ヘマス、然ラバ數百万斤ノ數
量ニ於テ異動ヲ爲シタナラバ、此三倍即ナ二千七百万圓ノ
輸入超過ニナルト云フコトハ、大ニ爲政者トシテ考ヘナケレ
バナラヌ事ダラウト思フノデアリマス、デ此儘ニ放任致シマ
シタナラバ、大正四年ニ諸君ガ協賛サレタ所ノ染料製造獎
勵法ナル所ノ法律モ、殆ド死滅ニ近ヅクノデアリマス、所謂
今日ニ於テ三箇年ヲ經過シテ居リマスケレドモ、此保護ニ
依ル所ノ日本染料會社モ、僅ニ中間化合物ヲ世ノ中ニ出
シ始メタダケデアリマシテ、マダ完全ナル染料ナルモノハ世ノ
中ニ出スマデニ參リマセヌ、故ニ若シ關稅政策ニ依シテ染料
ガ保護セラル、ト致シマシタナラバ、此法律ノ目的モ達スル
コトが得ルト云フコトハ、敢テ喋々要セメダラウト考ヘマ
ス、又或說ニ依リマスルト、日本染料ニ向シテ八朱ノ補助ヲ
シテアルノデアルカラ、更ニ關稅政策ニ依シテ保護スル場合
ガ保護セラル、ト致シマシタナラバ、此法律ノ目的モ達スル
コトが得ルト云フコトハ、敢テ喋々要セメダラウト考ヘマ
ス、又或說ニ依リマスルト、日本染料ニ向シテ八朱ノ補助ヲ
シテアルノデアルカラ、更ニ關稅政策ニ依シテ保護スル場合
ニハ、二重ノ保護ニナリハシナイカト云フ御心配モアリマス
ケレドモ、決シテソレハサウデナイ、即チ染料製造獎勵法ニ
依リマスルト、缺損シタ場合ハ國家ガ八朱ノ補助ヲスルト
云フノデ、若シ満足ニ八朱以上ノ配當が出來ル場合ハ、之
ヲ補助シナインデアリマス、即チ日本「グリセリン」會社ノ如
キハ、一割以上ノ配當ヲスルコトニナシテ居リマスカラシテ、
政府ハ八朱ノ補助ヲスルト云フコトハ、名ノミニシシテ之ヲ行
ハヌテ濟シテ居ルノデアリマス、若シ關稅政策ニ依シテ染料
ガ保護セラレ、染料ガ相當ノ價格ヲ保テ、而シテ日本染料
モ同ジク政府ノ保護ナシニ配當が出來ルトシタナラバ、此八

	日本製品市價現在比較表(各百斤)	米國製品市價
染料種目	日本製品市價	米國製品市價
ファストレット各種	四〇〇〇〇	五〇〇〇〇
サルホンサイアニン各種	八五〇〇〇	七五〇〇〇
アシッドブリュー各種	七五〇〇〇	六〇〇〇〇
ナフトールエルローラー各種	四五〇〇〇	五〇〇〇〇
メタニールエルローラー各種	八〇〇〇〇	七四〇〇〇
クローフレッド各種	八五〇〇〇	七五〇〇〇
クロームエロー各種	五五〇〇〇	四五〇〇〇
クロームオレンジ各種	六〇〇〇〇	六五〇〇〇
クローミング各種	八〇〇〇〇	六五〇〇〇
ベンゾバーブリン各種	八五〇〇〇	五五〇〇〇
コンゴレッド各種	九五〇〇〇	六〇〇〇〇
ダイレクトオレンジ各種	九〇〇〇〇	七〇〇〇〇
ダイレクトエロー各種	九〇〇〇〇	六五〇〇〇
ダイレクトバイオレット各種	八五〇〇〇	八五〇〇〇
クリソイダン各種	一、一〇〇〇〇	一、一七〇〇〇
スカルピバーオレード各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
アシッドブリック各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
アンスラセンブルーウィン各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
ブリムリン各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
ダイレクトグリーン各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
ダイレクトブルーブリュウ各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
ヨーリシン各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
マゼンタ各種	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇

淀川ノ本流ト看做シテ、擴築ヲシテ貴ヒタイト云フ要求デ

アリマシタケレドモ、當時ノ政府ハ木津川ハ明ニ支流デッ

テ、本流デナイト云フ意味ヲ以テ、其目的ヲ今尚ホ達セズニ

居ルノデアリマス、デ帝國ノ治水策ヲ調ベテ見マスルト、其

政府ノ意見モ、必ズシモ正シクナイヤウニ存ゼラレマス、現ニ

曩ニ改修シマシタ所ノ福井縣下ノ九頭龍川ノ改修ニ伴リ

テ、支流ノ日野川ノ完成ヲ致シテ居ルノデアリマス、又利根

川ノ改修ニ伴ウテ、其支流ノ渡良瀬川ノ完成ヲ致シテ居ル

ト云フ近キ實例ガ在ルノデアリマス、斯ノ如キ支流ヲモ國費

ヲ以テ完成ヲ爲シ、完全ニ治水政策ヲ講ジテ居ルト云フ實

例ガ在ル以上ハ、而シテ又前來述べマスル通り、此木津川

ハ治水ノ價值カラ申シマシテモ、又淀川改修ノ其根本ノ洪

水量ヲ流ス所ノ源デアルト云フ點カラ考ヘマシテモ、又一

府が金テタ所ノ改修工事が、政府ノ調査シタ所ノ洪水

量——誤レル洪水量ヲ基標ニシテ改修ヲシタト云フ實蹟カ

ラ考ヘテ見マシテモ、私共ハドウシテモ此木津川ナルモノハ、

政府が相當ノ設計ヲ致シテ、淀川ノ改修ト共ニ、必ズ相當ノ

治水策ヲ實行致スベキモノナリト確信致スノデアリマス、近

時吾コハ食糧問題ノ囂シキ聲ヲ聞イテ居リマス、政府ハ又

開銀助成法等ヲ提出セラレテ、米穀ノ增收ヲ切ニ希望シテ

居ラル、ノデアリマス、政府モ亦國民モ食糧問題ニ對シテ、

斯ノ如ク心配ヲ致シ、將來ニ向テ更ニ耕地ノ増大スルコト

ヲ希望シテ居ル、此場合ニ就テ熟田七千四百町歩ノモノガ

毎年ノ水害ニ脅サレ、九万五千ノ住民ハ惣々トシテ農事ノ

改良等ニモ思ヲ及ボスコトガ出來マセヌ狀態ニ在リマス、新

シキ耕地ノ増大ヲ要求スルバカシガ、食糧自給ノ適切ナル

第一義デハアリマセヌ、過去ニ於ケル此耕地ヲ十分ニ保全

セシメテ、沿道ノ住民ニ安心ヲ與ヘ、彼等ガ欣シテ安心シテ

農村ノ振興ナリ、產業ノ發達ナリ、更ニ農事ノ改良ナリニ盡

スヤウニ致シテ居ル、初メテ食糧自給問題ガ解決シ得ラレ

ルト信ズルノデアリマス(ヒヤー)「下呼フ者アリ」此時此場

合ニ於テ、切ニ政府ハ此木津川治水ノ問題ニ考慮ヲ拂ハレ

テ、是非四町二十六箇村沿岸九万五千ノ住民ガ、安シテ

其職業ニ就クコトノ出來ルヤウニ計ラレンコトヲ切望スルト

マス、本案提出ノ理由デアリマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒ

セヌカ

(拍手スル者アリ)

○岩崎勳君 本案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託
セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハゴザイマ
セヌカ

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ本案ハ議長指名

官報號外

大正八年二月二十三日

衆議院議事速記録第十六號

濃越鐵道速成二關スル建議案 日肥鐵道建設三關スル建議案 葉煙草耕作組合ニ交付金下付二關スル建議案

二二二

九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第十五、濃越鐵道速成二關スル建議案ヲ議題ト致シマス、匹田銳吉君

(匹田銳吉君外四名提出) (委員長報告)

第十五 濃越鐵道速成二關スル建議案(匹田銳吉君)

(拍手起ル)

(匹田銳吉君登壇)

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○匹田銳吉君 濃越鐵道速成二關スル建議案ノ特別委員會ニ付託セラレタル議案ニ就キ、委員會ヲ開クコト三回

政府委員モ出席ヲ致シマシテ、此線路ハ山間ノ線路ニハ珍シキ工費ノ安イ線路デアル、而シテ山間ノ線路ニハ珍シキ旅客貨物ノ多イ線路デアルト云フコトデ、建議案ニ同

意ノ意思ヲ表明シタノデアリマス、仍テ委員會ハ溝場一致

シキ工費ノ安イ線路デアル、而シテ山間ノ線路ニハ珍シキ工費ノ安イ線路デアルト云フコトデ、建議案ニ同

意ノ意思ヲ表明シタノデアリマス、仍テ委員會ハ溝場一致

シキ工費ノ安イ線路デアル、而シテ山間ノ線路ニハ珍シキ工費ノ安イ線路デアルト云フコトデ、建議案ニ同

意ノ意思ヲ表明シタノデアリマス、仍テ委員會ハ溝場一致

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告通り可決セラレントヲ

御賛成アランコトヲ請ヒマス

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ一括議題ト致シマス

ス、日程第十七、織物業組合及葉煙草耕作組合ニ交付

金下付ニ關スル建議案 第十八葉煙草耕作組合ニ交付

金下付ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス、小林源藏君

シキ工費ノ安イ線路デアル、而シテ山間ノ線路ニハ珍

第十七 織物業組合及葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(小林源藏君外十三名提出)

第十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十四 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十五 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十六 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十七 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十四 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十五 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十六 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十七 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十四 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十五 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十六 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十七 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第四十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十四 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十五 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十六 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十七 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第五十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十四 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十五 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十六 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十七 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第六十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十四 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十五 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十六 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十七 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十八 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第七十九 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第八十 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第八十一 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第八十二 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第八十三 葉煙草耕作組合ニ交付金下付ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

○岩崎勳君 日程第十七ハ、委員長報告ノ通り可決セラ
レンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 委員長報告ノ通り御異議ハアリ
マセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ 委員長報告通

リ決シマシタ、而シテ日程ノ第十八ハ第十七ニ含マレテ、丁

度既ニ可決シタルモノト同一カト思ヒマス、仍テ是ハ別ニ決

ヲ採ラナイコトニ致シタルモノト呼フ者アリ〕

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ 別ニ決ヲ採リマ

セヌ——日程第十九乃至第四十九ハ請願特別報告ナルヲ

以テ、例ニ依リ一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ 別ニ決ヲ採リマ

セヌ——日程第十九乃至第四十九ハ請願特別報告ナルヲ

以テ、例ニ依リ一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

マレテ居ルニ依テ是ハ除キマス——委員長佐々木文一君

第十九 (特別報告第一號) 大淀川修築速成ノ請願 (委員長報告)

第二十 (特別報告第三號) 軍人恩給法中改 (委員長報告)

第二十一 (特別報告第四號) 新宮村ニ特設電話設置ノ請願 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第七號) 喜多方稅務署 (委員長報告)

第二十二 (特別報告第五號) 生月村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二十四 (特別報告第八號) 煙草及印紙元費捌ヲ町村ニ委託ノ請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第九號) 鹽價低減ノ請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第十號) 町村長表彰規則制定ノ請願 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第十一號) 時弊矯正ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十八 (特別報告第十二號) 狩獵法中改 (委員長報告)

第二十九 (特別報告第十三號) 和賀川河身改修工事ノ請願 (委員長報告)

第三十 (特別報告第十六號) 軍人恩給法中改正ノ請願外五件 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第十七號) 挿秧時期ニ兵士歸鄉ニ關スル法規制定ノ請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第十八號) 村山村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第十九號) 砂村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十四 (特別報告第二十號) 新田郵便局ニ集配事務及電信事務開始並配達區域變更ノ請願 (委員長報告)

第三十五 (特別報告第二十一號) 上越鐵道敷設ニ關スル請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告第二十二號) 元田島區裁判所復舊ノ請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告第二十三號) 鹽川町ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

第三十八 (特別報告第二十四號) 稲垣村ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告第二十五號) 根知村ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

第四十 (特別報告第二十六號) 手莊村ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第二十七號) 福野町ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第二十九號) 義務教育費國庫負擔法ニ依ル下渡金増加ノ請願外一件 (委員長報告)

第四十三 (特別報告第三十號) 飛越鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告第三十一號) 鹽價低減ノ請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告第三十三號) 岐阜高山開鐵道敷設ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告第三十四號) 冷水越鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告第三十五號) 妻輕便線杉安迄延長ノ請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告第三十六號) 十六合停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告第三十七號) 酒田町ヨリ觀音寺村ニ至ル輕便鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

○佐々木文一君 請願委員會ノ議決ノ結果ヲ御報告申上ゲマス、特別報告第一號大淀川修築速成ノ請願、請願人ハ宮崎縣宮崎郡宮崎町長加藤七五郎外三十六名、紹介議員ハ長峰與一君デゴザイマス、是ハ院議ニ付スベキモノトシテ採擇ニ決シマシタ、次ハ特別報告ノ第三號軍人恩給法中改正ノ請願、廣島縣廣島市白島九軒町十七番地陸軍砲兵中佐北川繁次郎外十一名ノ呈出デゴザイマシテ、紹介議員ハ荒川五郎君デゴザイマス、是モ採擇ヲ致シマシテ、院議ニ付スベキモノト決定致シマシタ、特別報告ノ第三十五號新宮村ニ特設電話設置ノ請願、兵庫縣揖保郡新宮村新宮七百三十一番地菅野六太郎外十四名ノ呈出デゴザイマシテ、紹介議員土井權大君デアリマス、是モ委員會ニ於キマシテ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告ノ第五號生月村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)、長崎縣北松浦郡生月村長高野小源治呈出紹介議員中倉万次郎君デゴザイマス、是モ採擇ニ決シマシタ、次ハ特別報告ノ第七號喜多方稅務署復舊ノ請願、福島縣耶麻郡喜多方町原平藏外二百四名呈出紹介議員八田宗吉君デゴザイマス、是モ採擇ト決シマシタ、次ハ特別報告ノ第八號煙草及印紙元賣捌ヲ町村ニ委託ノ請願、京都府加佐郡新舞鶴町長五藤兵司外二十一名呈出紹介議員神谷卓男君デゴザイマス、本件モ採擇ト委員會ニ於テ決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告ノ第九號鹽價低減ノ請願、長野縣長野市西後町八十二番地北信醬油釀造同業組合組合長左治木清七星出紹介議員諭訪部庄左衛門君、本件モ院議ニ付スベキモノトシテ採擇ニ決シマシタ、次ハ特別報告第十號町村長表彰規則制定ノ請願、大阪府東成郡鯰江町大字今福、半兵衛呈出紹介議員戸水寛人君デゴザイマス、本件モ採擇ニ決シ院議ニ付スベキモノト致シマシタ、特別報告第十一號時弊矯正ニ關スル請願、東京府東京市麻布區材木町岩田德義呈出紹介議員佐々木文一デゴザイマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ニ特別報告第十二號狩獵法中改正ノ請願、福島縣

南會津郡伊北村長長谷川太一外八十一名呈出、紹介議員八田宗吉君デゴザイマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザ

イマス、特別報告第十三號、和賀川河身改修工事ノ請願、巖手縣和賀郡黒澤尻村大字町分芳野喜八外六十五名呈出、紹介議員高橋嘉太郎君外一名、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第十六號、軍人恩給法改正ノ請願、三重縣四日市市南町豫備陸軍歩兵大尉渡邊馬吉呈出、紹介議員井島茂作君デゴザイマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、特別報告第十七號、挿秧時期ニ兵士歸鄉ニ關スル法規制定ノ請願、福岡縣京都郡沖津村筒井省吾外九名呈出、紹介議員佐々木正藏君一名デゴザイマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第十八號、村山村三ツ木ニ無集配郵便局設置ノ請願アリマス、請願人ハ東京府北多摩郡村山村比留間安右衛門デアリマシテ、紹介議員ハ高木正年君デゴザイマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第十九號、砂村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願アリマス、請願人ハ東京府南葛飾郡砂村榎本市五郎ノ呈出デト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第二十號、新田郵便局ニ集配事務及電信事務開始並配達區域變更ノ請願、是ハ京都府久世郡大久保村長加藤常七外三名ノ呈出デト決シマシテゴザイマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第二十一號、新田郵便局ニ集配事務及電信事務開始並配達區域變更ノ請願、是ハ新潟縣魚沼郡十日町町長本田喜市外五十八名ノ呈出、紹介議員ハ高鳥順作君外一出デアリマシテ、紹介議員ハ長田桃藏君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第二十二號、元田島區裁判所復舊ノ請願、福島縣南會津郡田島町長湯田千代作外十三名ノ呈出、紹介議員ハ八八田宗吉君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、特別報告第二十三號、鹽川町二登記所新設ノ請願、福島縣耶麻郡鹽川町外一箇村組合町村長北村晋一郎外五名ノ提出デアリマシテ、紹介議員ハ八田宗吉君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第二十四號、稻垣村ニ登記所新設ノ請願、青森縣西津輕郡稻垣村長藤田藤左衛門ノ呈出、紹介議員ハ菊池良一君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第二十五號、根知村ニ登記所新設ノ請願、新潟縣西頸城郡根知村大字ス、本件モ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第二十六號、手莊村ニ登記所新設ノ請願、岡山縣上郡手莊村長赤松佳衛外三名ノ呈出デアリマシテ、紹介議員ハ西村丹治郎君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシ

タ、次ハ特別報告第二十七號、福野町ニ登記所新設ノ請願富山縣東礪波郡福野町長傍田彌三郎外三名ノ呈出

デアリマシテ、紹介議員ハ上埜安太郎君外一名デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテ、次ハ特別報告第二十九號、義務教育費國庫負擔法ニ依ル下渡金增加ノ請願、福井縣敦賀郡栗野村長上原松次郎ノ請願ニ係ルモノデアリマシテ、紹介議員ハ横井藤四郎君デアリマス、尙ホ一件、同様ノ請願ニシテ岡山縣後月郡西江村長片山鼎三、紹介議員ハ西村丹治郎君、此二件ハ共ニ採擇ト決シマシテゴザイマス、次ハ特別報告第三十號、義務教育費國庫負擔金增加ノ請願、福島縣田村郡三春町長代理助役田中高麗外三十名ノ呈出、紹介議員ハ石射文五郎君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテ、特別報告第三十一號、飛越鐵道敷設ノ請願、富山縣射水郡新湊町長宮林立作外十名ノ呈出、紹介議員ハ上埜安太郎君外三名デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテ、次ハ特別報告第三十三號、岐阜高山間鐵道敷設ニ關スル請願、岐阜縣加茂郡西白川村長加藤浩外十一名ノ呈出デアリマシテ、紹介議員ハ佐々木文一君デアリマス、本件モ採擇ニ決シマシテ、次ハ特別報告第三十四號、冷水越鐵道速成ニ關スル請願、福岡縣嘉穂郡飯塚町長藤森善平外十九名ノ呈出デアリマシテ、紹介議員ハ山内範造君外一名デアリマス、本件モ採擇ニ決シマシテ、次ハ第三十五號ハ不用ニ屬シマシテ、特別報告第三十六號、十六合村ニ停車場新設ノ請願、山形縣東田川郡六合村長小松重房外五名ノ呈出デアリマシテ、紹介議員ハ伊東知也君デアリマス、本件モ採擇ト決シマシテ、次ハ特別報告第三十七號、酒田町ヨリ觀音寺村ニ至ル輕便鐵道敷設速成ノ請願、山形縣飽海郡日向村長池田嘉惣治外二十四名ノ呈出、紹介議員ハ伊東知也君デアリマス、本件モ同様採擇ニ決シマシテ、以上御報告致シマス

特別報告第一號

意見書
請願文書表第六八號

大淀川修築速成ノ請願 宮崎縣宮崎郡宮崎町長加藤七五郎外

三十六名呈出(紹介議員長峰與一君)

右請願ノ要旨ハ大淀川ハ源ヲ大隅ニ發し流程二十三里河口ニ赤江港ヲ控、宮崎縣下ノ亘川ナルモ上流河岸ノ崩壊甚シク土砂河口ニ

堆積シ爲ニ沿川地方ノ被害ハ固ヨリ赤江港ノ價値ヲ減殺スルコト

甚シトセス然ルニ政府ハ曩ニ第一期河川タリシ同川ヲ第二期河川

ニ續下ケタルハ實ニ遺憾不スル所ナリ依テ前記大淀川ノ改修ヲ速成セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三號
意見書

請願文書表第一八號
軍人恩給法中改正ノ請願 廣島縣廣島市白島九軒町十七番地陸軍砲兵中佐北川繁次郎外十一名呈出(紹介議員荒川五郎君)

同 第六一號

同 第六二號

同 第六三號

同 第九六號

右請願ノ要旨ハ大淀川ハ源ヲ大隅ニ發し流程二十三里河口ニ赤江港ヲ控、宮崎縣下ノ亘川ナルモ上流河岸ノ崩壊甚シク土砂河口ニ堆積シ爲ニ沿川地方ノ被害ハ固ヨリ赤江港ノ價値ヲ減殺スルコト甚シトセス然ルニ政府ハ曩ニ第一期河川タリシ同川ヲ第二期河川ニ續下ケタルハ實ニ遺憾不スル所ナリ依テ前記大淀川ノ改修ヲ速成セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願文書表第七〇號

新宮村ニ特設電話設置ノ請願

兵庫縣揖保郡新宮村七百

三十一名呈出(紹介議員長峰與一君)

權大君

右請願ノ要旨ハ兵庫縣揖保郡新宮村ハ從來僻遠ノ地ナリシト雖山

陽綱手驛ヨリ電話開通シタル爲今ヤ其ノ北方ニ於ケル寒渠及佐

用二郡ノ交通及物產集落ノ要地ト化セリ然ルニ郵便及電信ノ取扱

所ノミアリテ未タ特設電話ノ架設ナキヲ以テ不便甚シ依テ其ノ費

用ノ如キハ有志ニ於テ相當寄附スヘキヲ以テ特設電話ヲ新設セラ

レタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

歩兵少佐山田重郎外一名呈出(紹介議員藤原君)

特別報告第二十號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セ

右請願ノ要旨ハ軍人恩給法ハ數次ノ改正ニ依リ殆ト公平ニ恩給ヲ

給與セラルニ至シト雖未タ尙明治二十三年三月勅令第二十四

號但書ニ依リ現官等ニ相當スル恩給ヲ給與セラレタルモノアリ名

譽進級ノ場合是ナリ謹名鑄進級ナルモノハ多年事務ニ從事シ且戰役ニ於テ功勞アル者カ現役ヲ退ク場合ニ官等ヲ進ムルモノナレハ國家ニ貢獻シタル點ニ到リテハ彼是ノ差アルヘキモノニ非ス然ルニ上記ノ場合ニ限り低キ前官等ニ恩スル恩給ヲ給與スル如キハ不公平ニシテ秩序ヲ亂スモノリト信ス依テ名譽進級ノ場合ニ於テモ現官等相當ノ恩給ヲ給與セラル様恩給法ヲ改正セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十七號

請願文書表第四九一號

挿秧時期ニ兵士歸鄉ニ關スル法規制定ノ請願 福岡縣京都市

仲津村大字松原二百二十三番地ノ二平農簡井省吾外九名

呈出(紹介議員佐々木正義君外一名)

右請願ノ要旨ハ富國強兵ノ要ハ農村ノ繁榮ニ俟ツ所多シ故ニ國ヲ富マシ兵ヲ強フル方法トシテ農村出身ノ兵士ヲシテ挿秧時期ニ一週間若ハ十日間ヲ限リ一時のニ歸農セシムル法規ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十八號

請願文書表第五七號

村山村三ツ木ニ無集配郵便局設置ノ請願 東京府北多摩郡村

山村三ツ木六百三十番地北留間安石街門呈出(紹介議員高

木正君)

右請願ノ要旨ハ東京府北多摩郡村山村ハ農業工業盛ニシテ附近村落亦孰モ人口二千以上ヲ有シ幾多ノ重要物産ヲ生スルニ拘ラス該地方ハ通信機關ヲ缺キ關係村民ノ不便不利甚カラス依テ前記村山村三ツ木ニ無集配郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十九號

請願文書表第一二七號

砂村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 東京府南葛飾郡砂村大

字八郎右衛門新田四十丁平民稟本市五郎呈出(紹介議員高

木正年君)

右請願ノ要旨ハ東京府南葛飾郡砂村ハ府下南葛飾郡ニ於ケル工業地ノ最タルモノニシテ其ノ工場ノ設置セラルモノ枚舉ニ進アラス隨テ其ノ住民ノ增加スルコト亦町内ノ比ニ非ス然ニ隣接郵便局トノ距離遠キヨミナラス通路甚不順ニシテ住民ノ不利大ナルノアリ依テ前記砂村水代新田菊弱橋附近ニ無集配三等郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

官報號外 大正八年二月二十三日 衆議院議事速記録第十六號 大淀川修築速成、請願外三十件

特別報告第二十一號

請願文書表第四八八號

新田郵便局集配事務及電信事務開始並配達區域變更ノ請願

京都府久世郡大久保村長加藤常七外三名呈出(紹介議員長

田桃齋君)

右請願ノ要旨ハ京都府久世郡新田村ハ郡ノ中央ニ位シ關西線新田

停車場所在地ナルノミニラス製茶其ノ他ノ農產物ノ產出夥シク從

テ通信機關ノ設活ヲ感スルコト極メテ急ナルヲ以テ新田無集配郵

便局ヲシテ大久保小倉佐山久津川ノ四箇村ヲ配達區域ト爲ス集

配郵便局ト爲シ更ニ電信事務ヲ開始セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十二號

請願文書表第七九號

上越鐵道設ニ關スル請願 新潟縣中魚沼郡十日町町長木田

喜市外五十名呈出(紹介議員高島順作君外一名)

右請願ノ要旨ハ群馬縣高崎市ヨリ新潟縣長岡市ニ達スル上越鐵道

線路中新潟縣ニ入リ直ニ南魚沼郡ノ渓谷ヲ通過スル線ヲ採ラブシ

テ關係地域廣大ナル南魚沼郡上村村ヨリ津浦川沿岸ヲ經テ中魚沼

郡澤村ニ至リ十日町ヲ經過シテ北魚沼郡日村ニ達スル線路ヲ

採用セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十二號

請願文書表第六九號

喜市外三十五名呈出(紹介議員高島順作君外一名)

右請願ノ要旨ハ福島縣下元田島區裁判所ハ大正二年廢止セラレ舊

管區タリシ南會津郡裁判所ニ至ルニハ遠キハ三十

二里ヲ算シ加フルニ交通ノ便利クヲ以テ地方民ノ困難一方ナラ

ス依テ前記元田島區裁判所ヲ復舊セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十三號

請願文書表第一二一號

鹽川町ニ登記所新設ノ請願 福島縣耶麻郡鹽川町外一箇村組

同上 福島縣耶麻郡耶麻村八郎賀平吉外五名呈出(紹介議員八田宗吉君)

右請願ノ要旨ハ福島縣耶麻郡鹽川町大賀村日里村ノ四箇村ハ從

來高梁川區割所ノ管轄ニ屬セリト雖斯テハ其ノ距離遠

隔且交通不便ニシテ剩ヘ登記事件ハ毎年劇増シ現今ノ狀態ニアハ

シテ管轄スル登記所ヲ其ノ中央ナル手莊村大字地頭ニ新設セラレ

タシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

請願文書表第四七四號

手莊村ニ登記所新設ノ請願 岡山縣川上郡手莊村長赤松佳衛

外三名呈出(紹介議員西村丹治郎君)

右請願ノ要旨ハ岡山縣川上村手莊村大賀村日里村ノ四箇村ハ從

來高梁川區割所ノ管轄ニ屬セリト雖斯テハ其ノ距離遠

隔且交通不便ニシテ剩ヘ登記事件ハ毎年劇増シ現今ノ狀態ニアハ

シテ管轄スル登記所ヲ其ノ中央ナル手莊村大字地頭ニ新設セラレ

タシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

請願文書表第四七七號

福野町ニ登記所新設ノ請願 富山縣東礪波郡福野町長傍田輔

三郎外三名呈出(紹介議員上野安太郎君外一名)

二二五

右請願ノ要旨ハ軍人恩給法ハ數次ノ改正ニ依リ殆ト公平ニ恩給ヲ

給與セラルニ至シト雖未タ尙明治二十三年三月勅令第二十四

號但書ニ依リ現官等ニ相當スル恩給ヲ給與セラレタルモノアリ名

譽進級ノ場合是ナリ謹名鑄進級ナルモノハ多年事務ニ從事シ且戰役ニ於テ功勞アル者カ現役ヲ退ク場合ニ官等ヲ進ムルモノナレハ國家ニ貢獻シタル點ニ到リテハ彼是ノ差アルヘキモノニ非ス然ルニ上記ノ場合ニ限り低キ前官等ニ恩スル恩給ヲ給與スル如キハ不公平ニシテ秩序ヲ亂スモノリト信ス依テ名譽進級ノ場合ニ於テモ現官等相當ノ恩給ヲ給與セラル様恩給法ヲ改正セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十四號

請願文書表第四五六號

稻垣村ニ登記所設置ノ請願 青森縣西津輕郡稻垣村長藤田勝

左衛門呈出(紹介議員菊池良一君)

右請願ノ要旨ハ青森縣西津輕郡稻垣村民ノ一箇年ノ登記事件數ハ

一千ニ達シ同郡出精村ノ内大字出野里善岱兼館ニ居スルモノ七

百ニ達セムトスニ拘ラス所轄登記所ニ至ルニハ各三里餘ノ距離

アリ加ブルニ途中山田川ニ隔テラレ交通ノ不便甚シキ夫以テ村民

ノ不利ナルモノアリ依テ速ニ前記稻垣村ニ同村及出精村ノ内大

字出野里善岱兼館ノ三部格ヲ管轄区域トスル區裁判所出張所ヲ

設置セラレタク而テ之カ實施ノ場合ニハ廳舍ニ充ツヘキ建物及敷地ノ寄附ヲ許セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十五號

請願文書表第四七二號

根知村ニ登記所新設ノ請願 新潟縣西頭城郡根知村大字上野

代作外十三名呈出(紹介議員八田宗吉君)

右請願ノ要旨ハ新潟縣西頭城郡根知村及同郡小瀧村ノ小瀧村ニ於

ケル不動產異動登記件數ハ年年增加ス然バニ所轄糸張所ニ至ルニハ根知村ヨリ三里三十四町小瀧村ヨリ四里十二町ノ距離

ルノミナラス此ノ道途ハ縣下第一急流タル堀川ニ沿ヒ朝急雨來レハ道路破壊シ且冬季積雪ノ際ニハ交通杜絕スルコトアリテ簡單ナル一事件ヲ處理スルニ二日ヲ要スルカ如キ狀態ニアリテ關係住民ノ困難不便カラス依テ前記根知村大字根小屋ニ登記所ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十六號

請願文書表第四七四號

手莊村ニ登記所新設ノ請願 岡山縣川上郡手莊村長赤松佳衛

外三名呈出(紹介議員西村丹治郎君)

右請願ノ要旨ハ岡山縣川上村手莊村大賀村日里村ノ四箇村ハ從

來高梁川區割所ノ管轄ニ屬セリト雖斯テハ其ノ距離遠

隔且交通不便ニシテ剩ヘ登記事件ハ毎年劇増シ現今ノ狀態ニアハ

シテ管轄スル登記所ヲ其ノ中央ナル手莊村大字地頭ニ新設セラレ

タシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

請願文書表第四七七號

福野町ニ登記所新設ノ請願 富山縣東礪波郡福野町長傍田輔

三郎外三名呈出(紹介議員上野安太郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ東京府南葛飾郡砂村ハ府下南葛飾郡ニ於ケル工業

地ノ最タルモノニシテ其ノ工場ノ設置セラルモノ枚舉ニ進アラス

ス隨テ其ノ住民ノ增加スルコト亦町内ノ比ニ非ス然ルニ隣接郵

便局トノ距離遠キヨミナラス通路甚不順ニシテ住民ノ不利大ナルノアリ依テ前記砂村水代新田菊弱橋附近ニ無集配三等郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

請願文書表第四七七號

福野町ニ登記所新設ノ請願 富山縣東礪波郡福野町長傍田輔

三郎外三名呈出(紹介議員上野安太郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ軍人恩給法ハ數次ノ改正ニ依リ殆ト公平ニ恩給ヲ

給與セラルニ至シト雖未タ尙明治二十三年三月勅令第二十四

號但書ニ依リ現官等ニ相當スル恩給ヲ給與セラレタルモノアリ名

譽進級ノ場合是ナリ謹名鑄進級ナルモノハ多年事務ニ從事シ且戰役ニ於テ功勞アル者カ現役ヲ退ク場合ニ官等ヲ進ムルモノナレハ國家ニ貢獻シタル點ニ到リテハ彼是ノ差アルヘキモノニ非ス然ルニ上記ノ場合ニ限り低キ前官等ニ恩スル恩給ヲ給與スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

右請願ノ要旨ハ軍人

右請願ノ要旨ハ富山縣東礪波郡福野町ハ東西礪波兩郡ノ中央ニ位シ戸數六百四十四戸人口三千六百八十九有餘ニ達スル綿織物地ニシ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十三號
意見書

請願文書表第四八一號

輕便鐵道敷設速成ノ請願

金融交渉等各種ノ事業ニ鑑接候要ノモノアルヲ以テ福野町外久
簡町村ヲ管轄スル 登記所ヲ前記福野町ニ 新設セラレタシト謂フ
ニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セ
リ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十九
意見書

意見書

請願文書表第一二八號
義務教育費國庫負擔法ニ依ル下渡金增加ノ請願 福井縣敦賀

郡栗野村長上原松次郎呈出(紹介請負横井鶴四郎君)

義務教育費國庫負擔法ニ依ル下限金増加ノ議動
岡山縣役人
郡西江原村長片山鼎三呈出（紹介議員西村丹治郎君）
〔内閣文書〕
〔内閣文書〕

不足スルモノ尠カラズ依テ來年度ニ於テハ國庫ノ負擔金ヲ二千圓會計シ義務教育ノ改善振興ヲ策セラレタシト謂フニ在リ

議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セ
依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十號

請願文書表第四九二號
錢務政督覺羅軍資會金曾加ノ請願
高麗縣田村郡三春川長代

理助役田中高麗外二十名呈出(紹介議員右射文五郎君)

ル其ノ人ニ有爲適材ノ人物ヲ求メサルヘカラス之ヲ求ムルニハノ豫備方法ヲ講セサルヘカラス然ルニ現在福島縣下ニ於ケル數

ノ俸給額ハ大正七年三月法律第十八號ニ依ル義務教育費國庫負
法ニ依リ幾分ノ増額ヲ得タルモ未タ他官公吏ノ待遇ニ比較シ均

ナル能ハス爲ニ適材有爲ノ者ハ他職ニ轉スルニ至ル是レ普通教上寒心スヘキコトニ屬ス依テ義務教育費國庫負擔金額ヲ増加シ

義務教育ノ完成ヲ期セラレタシト謂フニ在リ
議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セ

依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

讀頤文書表第一〇八號

富山縣射水郡新湊町長宮林立作外十名
飛越鐵道敷設ノ請願
提出_吾紹介員上桂安太郎君外三名

請願ノ要旨ハ富山縣下伏木港ハ裏日本海ニ於ケル唯一ノ完備セ
開港場ニシテ貨客ノ集散夥シキニ拘ラス陸上運輸機關ハ唯僅ニ

私線中越鐵道ヲ有スルニ過キス是レ同港ノ利用ニ依ル地方經濟ノ發展ヲ期スル上ニ於テ將亦國防上ヨリ見テ遺憾ニ堪ヘス依テ速ニ臨港線タル伏木港右岸ノ新浜町ヲ終點トシ小杉驛又ハ富山驛ニ連絡スル飛越鐵道ヲ速成セラレタシト謂フニ在リ